

サロン事業の手引き



パートナーシップ活動支援センター
【運営 NPO法人共働のまち大野城】

2019年6月作成

<目次>

1. サロン事業について	P1
2. サロン事業の概要	P2
サロンボランティアについて		
サロンボランティアの要件		
サロンボランティアのできること		
サロン活動について		
3. その他	P5
4. 施設利用のルール		

～巻末～

申請書

同意書

活動実績報告書



1. サロン事業について

パートナーシップ活動支援センター（以下、PSセンター）では、住み慣れた場所で、「地域での支え合い活動や、気軽に交流できる場所づくりを提供する」というコンセプトのもと、サロン事業を行っています。

今まで地域活動やサークル活動等に参加したことがない人が、サロン事業をきっかけに、コミュニティセンターを拠点にしてグループになり、人と人がつながっていくことで、地域が活性化することを目的としています。



- 大野城市の住民が楽しめる場所をつくりたい…
- 持っている特技をいかして、大野城市の住民に喜んでもらえる場をつくりたい…
- サロンをきっかけに、地域の方とつながりたい…



そう思っている方、PSセンターと一緒にサロンをはじめませんか。

ボランティア活動や地域活動に興味はあるけど、何をしたらいいのかわからない方々や、やりたい事はあってもどのように始めたら良いかわからないという方に、活動場所の提供や、相談、アドバイス等の支援を行っています。

一緒に地域を盛り上げてみませんか♪



2. サロン事業の概要

サロンボランティアについて

PSセンターと一緒にサロン活動を行ってくださる方は「サロンボランティア」になっていただきます。

- ・特技や技術、趣味や得意分野を活かして、地域づくりをしたい方
- ・地域みんなが気軽に楽しめる場所をつくりたい方
- ・地域の方と繋がりを大切にしたい方 等

サロンボランティアとしての活動で、大野城市をもっと楽しいまちにしませんか♪

サロンボランティアの要件

次のすべての要件を満たす方で、個人、企業、任意団体、法人であればどなたでも主催できます。

- ・非営利^{※1}の活動を目的としている方
- ・政治活動及び宗教活動を目的としない方
- ・参加者は限定せず、幅広く地区で呼びかける方
- ・多くの方に参加していただけるように、積極的にPR活動をおこなう方
- ・サロン事業活動の目的に賛同していただける方

※1 非営利…売り上げを自分の利益としない事。

以下の活動は営利に入るので、利用することができません。

- ・サロンを開くにあたり、かかった費用以上の金額を徴収する事
- ・別の教室への勧誘



サロンボランティアのできること

- ①サロン活動の日程を選ぶことができます。
(月に数度開催したい場合は、ご相談ください。)
- ②コミュニティ通信に記事を掲載する事が出来ます。
- ③コミュニティセンターのホームページに、サロンに関する記事を掲載出来ます。
- ④コミュニティセンター内に、サロンのチラシを置くことが出来ます。
 - ・コミュニティセンター内に設置するチラシの印刷費は無料です。
コミュニティセンター外に配布する場合は、ボランティアさんの負担となります。
- ⑤コミュニティセンターに、メールボックスを開設することが出来ます。
 - ・メールボックスは、私書箱にもなります。詳しくはお問い合わせください。

★下記の部屋を利用したい場合は、団体登録と、部屋代の支払いが必要です。施設利用のルールに従って各部屋を利用して下さい。打合せのみのご利用も可能です。

お部屋名	使用料金			冷暖房費	備考・用途
	1時間	2時間	3時間		
視聴覚室	280	560	840	230	プロジェクターあり 講演にも使用可
研修室1	110	220	330	110	1と2を併用して利用することもできる 学習や会議
研修室2	110	220	330	110	
研修室3	230	460	690	220	南コミのみ
交流室1	110	220	330	110	1と2を併用で利用可 和室
交流室2	110	220	330	110	
談話室	110	220	330	110	調理室と併用で利用可
調理室	110	220	330	無料	調理器具完備調理室のみの使用は不可
健康室	280	560	840	230	南コミのみ 健康器具設置
多目的室	280	560	840	880	舞台・椅子設備あり 照明代別途
ふれあいホール	330	660	990		半面のみ等区切って使用可 照明代別途

※一回の使用時間は3時間までとなっております。

※冷暖房を使用する場合は、上記表の金額のとおりご負担をお願いします。



サロン活動について

①サロン活動の種類

サロン活動には、自立型と支援型の2種類あります。どちらか当てはまる方で申請して下さい。

【自立型】

自分の行いたいサロンがある方にお勧めです。

サロンボランティアの要件内で、自由にサロン運営を行う事が出来ます。

【支援型】

サロン活動には興味があるけれど、なにから始めればいいのか分からない方や、やりたい事はあるけれど、開催の方法等が分からない方にお勧めです。

☆将来的には、自立型へ移行することを目指してください。

自立型と支援型の違い

	自立型	支援型
サロンのテーマ	サロンボランティアの要件内で自由に行う事が出来る。	PSセンターの担当職員とサロン内容を協議する。
サロン運営	サロンボランティアで運営する。	PSセンター職員と協力して運営する。
準備と片付け	サロンボランティアで行う。	PSセンター職員と共働で行う。
参加費	施設使用料の負担を考慮し設定する(例；100円)※1	PSセンターに一任する。
受付	サロンボランティアで行う。	PSセンター職員が行う。
コミュニティ通信(PR)	サロンボランティアが案を作成、PSセンターが記事を作って発行する。	PSセンターが記事を作って発行する。
チラシ(PR)	サロンボランティアが作成し、印刷と配布を行う。 ※館内掲示、館内に設置するためのチラシはPSセンターが印刷し、掲示する。	PSセンターが作成し、印刷・配布・館内掲示を行う。
更新	1年ごととする。 毎年3月末に継続の意向を確認します。活動の振り返りをPSセンター職員と行い、4月に申請書を提出してください。 ※PSセンターが掲げるサロンの目的に沿わない場合等で更新できないこともあります。	

※1…利益が出る設定は出来ません。材料費と徴収した参加費を、報告書に記入して下さい。

②申請書の提出について

ページ末に載せている申請書に記入し、PSセンターに提出して下さい。

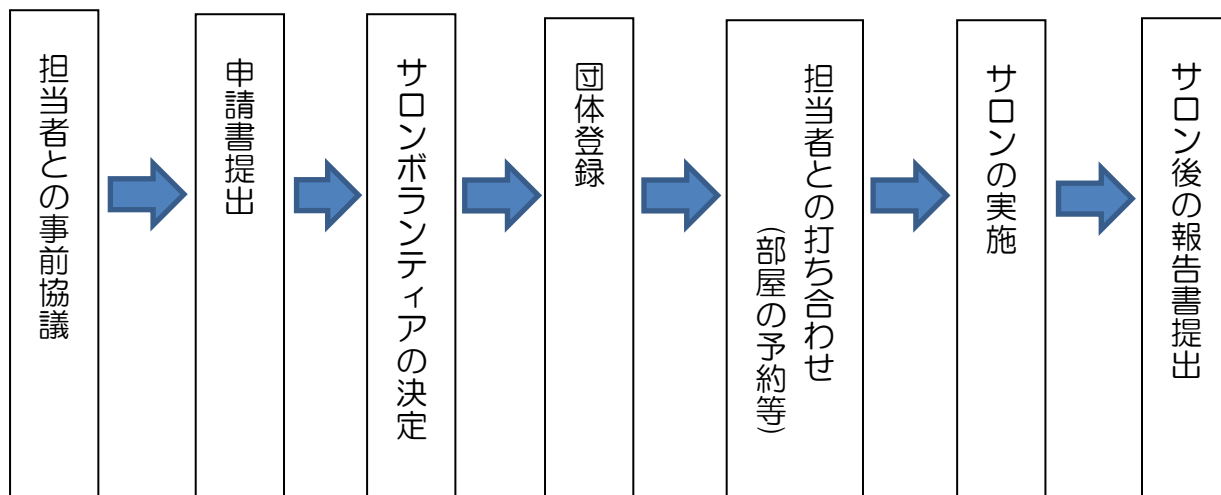
事務局で協議後、サロンボランティアの決定をさせていただきます。

(付帯条件がつく場合もあります。)

活動終了ごとに、活動実績報告書の提出をお願いします。

また年度ごとに申請書の提出をお願いします(継続の意向を確認)。

《申請の流れ》



3. その他

- 活動の様子や日程等は、ホームページやSNS、コミュニティ通信に掲載されます。
- PSセンターから、サロン参加者へのアンケート依頼をする場合があります。

4. 施設利用のルール

サロン終了後、PSセンター職員が部屋の点検をします。ルールが守られていない場合は、次回以降のサロン開催をご遠慮いただく可能性がありますので、ご了承ください。

- ①部屋は綺麗に使ってください。
- ②部屋を元の状態に戻してください。
 - 物を動かした場合は、元の位置に戻してください。
 - テーブルを台拭き等で拭いて下さい。
 - ほうきとちり取りで床の掃除をしてください。
(健康室・交流室は掃除機が有りますので、掃除機をかけてください。)
 - 窓を閉め、施錠をして退出して下さい。
- ③ゴミは各自お持ち帰りください。
- ④その他部屋利用の注意事項については、窓口で配布しております、「施設利用の手引き」をご覧ください。(団体登録時にお渡しします。)

事務局記入欄	
サロン番号	

年 月 日

NPO 法人共働のまち大野城
理事長 穴井 芳春 様

代表者氏名 _____ 印

申 請 書

サロンボランティアになり、サロン開催を希望しますので、下記の通り申請します。

記

サロンの名称			
代表者 (連絡先)	フリガナ		
	氏名		
	電話		
	E-mail		
サロンの種類	<input type="checkbox"/> 自立型	<input type="checkbox"/> 支援型	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続
活動の期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
活動の回数	(例：毎週火曜日午後など)		
活動内容			
どんなサロンに したいか (目標)			

※裏面の記入もお願いいたします。
お答えいただいた個人情報は PS センターにて厳重に管理いたします。

同意書

- 営利の活動を目的としている方は利用できません。
- 政治活動及び宗教活動を目的としている方は利用できません。
- 暴力団及び暴力団員と関わりのある方は利用できません。
- 参加者は限定せず、広く大野城市民を対象としているサロンを開催して下さい。
- 多くの方に参加していただけるように、PR活動を積極的におこなってください。
- サロンボランティアの主旨を理解し、同意したうえで運営して下さい。
- 事業終了後は、必ず報告書を提出してください。
- PSセンターから、サロン参加者へのアンケート等の依頼をすることがあります。
- 活動の様子や日程等は、PSセンターのホームページやSNS、コミュニティ通信に掲載されます。
- サロン事業の目的に沿わないサロンの場合は、開催を中止する場合があります。
- サロンボランティア決定の通知後に、サロン内容に重大な疑義や虚偽または不適切な事業の履行が発覚した場合は、事業の取り消しを行います。

以上に同意し、サロンボランティアとして活動します。

代表者

④

パートナーシップ活動支援センター【運営 NPO法人共働のまち大野城】

ご不明な点などありましたら、
お近くの下記コミュニティセンターにお問い合わせください。

北パートナーシップ活動支援センター

〒816-0912

大野城市御笠川1丁目17番1号

(北コミュニティセンター内)

TEL (092) 513-0099

FAX (092) 504-5102

E-mail: kitaps@onj.csf.ne.jp

東パートナーシップ活動支援センター

〒816-0904

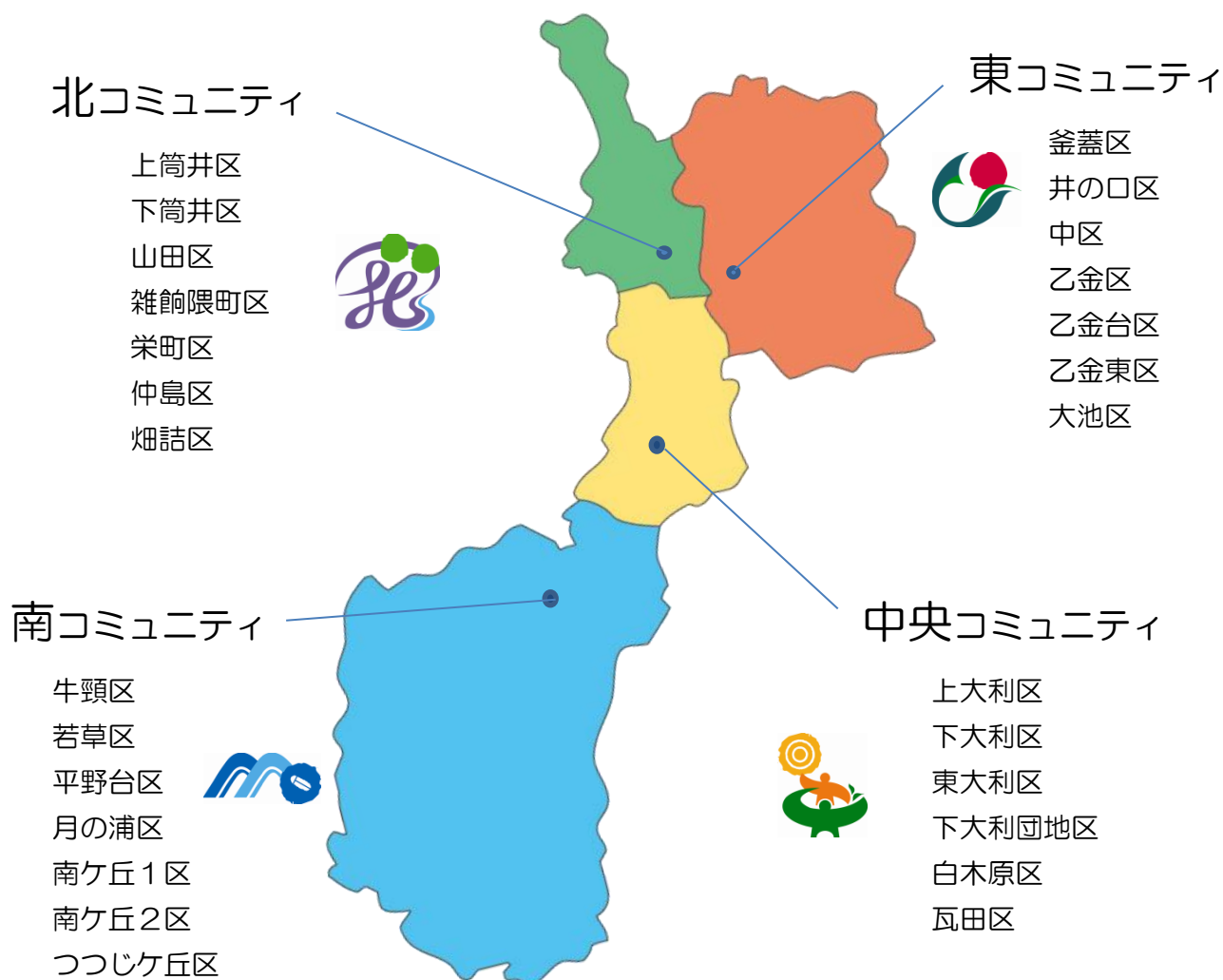
大野城市大池2丁目2番1号

(東コミュニティセンター内)

TEL (092) 504-1428

FAX (092) 504-1595

E-mail: higaships@csf.ne.jp



南パートナーシップ活動支援センター

〒816-0964

大野城市南ヶ丘5丁目9番1号

(南コミュニティセンター内)

TEL (092) 596-0686

FAX (092) 596-0348

E-mail: minami-ps@onj.csf.ne.jp

中央パートナーシップ活動支援センター

〒816-0942

大野城市中央1丁目5番1号

(中央コミュニティセンター内)

TEL (092) 573-3127

FAX (092) 587-6277

E-mail: chuoups@onj.csf.ne.jp